

# 学校いじめ防止基本方針

北上市立笠松小学校

## I いじめ防止等のための対策に関する基本的な考え方

### 1 いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係のある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、いじめをうけた児童が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

### 2 本校における「いじめの問題に対する基本的な考え方」

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、最近のインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層複雑化、潜在化させている。

いじめ問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域、及び関係機関の協力を得ながら、社会総がかりで対峙することが必要である。また、いじめ問題の解決には、児童にいじめを絶対に許さないという意識と態度を育てることが大切である。

こうした中、本校は、学校教育目標に掲げる「なかよく助け合う子」の育成を図ることにより、いじめを生まない環境を築くとともに、すべての児童が生き生きとした学校生活を送ることができるような教育活動を推進する。そのために、校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめ問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組む。

### 3 いじめの基本認識

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (2) いじめは人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の児童、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (3) いじめは教師の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- (4) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- (5) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (6) いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

### 4 いじめ解消の定義

- (1) いじめに係る行為が止んでいる  
いじめの行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月間継続していること。
- (2) 被害者が心身の苦痛をうけていない  
被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかを面談等により確認する。

## II いじめを未然に防止するために

### 1 教職員による指導について

- (1) 学級や学校が児童の心の居場所となるよう配慮し、安心・安全な学校生活を保障するとともに、児童が互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりする「絆づくり」に取り組み、学級経営の充実を図る。  
学級目標 学習指導 学級会 学級レク 個人面談（年4回）
- (2) 自己有用感や自尊感情を育むため、児童一人ひとりが活躍し、認められる場のある教育活動を推進する。  
健康観察 係活動 話し合い活動 教師の声がけ
- (3) 全ての教師がわかりやすい授業を心がけ、基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感をもたせる。

- わかりやすい授業 校内研究の充実と実践 個別最適な学習指導 指導と評価の一体化
- (4) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、コミュニケーション能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
  - 道徳教育の充実と実践（毎週・日常）
- (5) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な処置として、いじめ防止の児童会活動の取り組みを進める。
  - あいさつ・応援・床磨きを継承する活動 健康委員会での活動の充実
- (6) 情報モラルに関する指導を児童に行い、メディア等の適切で安全な利用について、保護者への啓発をし、協力を依頼する。
  - タブレットの使用時の注意配布（保護者同意書）笠松っ子のくらし
  - 長期休業中の約束確認
- (7) 保護者、地域住民及びその他の関係者との連携を図る。
  - 青少年健全育成会の取り組み（読書など） 親子読書の充実
- (8) 学校として特に配慮が必要な児童（発達障害、帰国子女、性同一性障害、東日本大震災被災等）については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
  - 特別支援コーディネーターによる支援 スクールカウンセラー相談
  - スクールソーシャルワーカーによる研修会

## 2 児童に培う力とその取り組みについて

- (1) 児童一人一人が認められ、お互いを大切にしいあい、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- (2) 思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さを道徳の時間や学級活動の指導を通して育む。
- (3) 「いじめは決して許されない」という認識を児童がもつよう、様々な活動の中で指導する。
- (4) 見て見ぬふりをするのは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら先生方や友達に知らせたりやめさせたりすることの大切さを指導する。
- (5) 「心とからだの健康観察」を活用したサポート授業を通して、児童一人ひとりのセルフケアやストレスマネジメントの力を高める。

## 3 いじめ防止等のための組織

本校は、いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

- (1) 構成員
 

校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、該当学級担任、（スクールカウンセラー等）
  - (2) 取り組み内容
    - ①いじめにかかわる研修会の企画立案
    - ②未然防止、早期発見の取り組み
    - ③アンケートの実施と結果報告
    - ④いじめ防止にかかわる児童の主体的な活動の推進
    - ⑤教育相談の計画
- ※事案発生時
- ①情報共有を図り、問題を把握し、いじめの認定（ABCDの判定）を行う。
  - ②今後の指導方針と役割分担を検討する。
  - ③指導方針の確認や今後の指導の進め方を協議し実行する。
  - ④教育委員会への報告

## 4 児童の主体的な取組

- (1) 児童会や委員会を中心とした取り組み（標語あつめ、ポスター等）
- (2) 好ましい人間関係づくりをねらいとした行事  
（児童会執行部による挨拶運動、たてわり班遊び（月1回）、児童会レク活動等）

## 5 家庭・地域との連携

- (1) 本校いじめ防止基本方針を校報「笠松っ子」に掲載しまたはPTA総会資料で配布し、広報活動に努める。
- (2) PTA総会などで、いじめの実態や基本方針について説明する。
- (3) 保護者にアンケートの結果や子どもの様子の変化を知らせる等、協力を呼び掛ける。
- (4) 道徳授業や学級活動、集会などを保護者や地域に公開する。

## 6 教職員研修

- (1) いじめ問題にかかわる校内研修会の開催
- (2) 「いじめ問題への取組についてのチェックポイント」による自己診断の実施

### Ⅲ いじめを早期に発見するために

#### 1 いじめの早期発見のために

- (1) 児童が相談しやすいよう、日頃から児童との信頼関係を築けるよう心がける。
- (2) 日常の観察、児童の表情や行動の変化にも配慮する。(朝の健康観察、言動、日記等)
- (3) 授業はもとより、5分休憩、休み時間、放課後に置いても児童の様子に目を向けるよう努める。
- (4) 遊びや悪ふざけ、じゃれ合いなどの把握しにくい行為についても、教職員で情報共有しながら発見に努める。
- (5) いじめの兆候に気づいたときは、教職員が速やかに予防的介入を行う。
- (6) 家庭や地域、関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。  
(家庭訪問、いじめ保護者アンケート、期末面談、和賀西中学校区実践協など)

#### 2 アンケート・教育相談の実施

いじめを早期に発見するため、児童や保護者からの情報収集を定期的に行う。

- (1) 児童を対象としたアンケート(よいこのくらしアンケート3回、心とからだの健康調査1回)
- (2) 保護者を対象としたアンケート 年2回
- (3) アンケート後の児童との教育相談 年4回(学期に1回程度)

#### 3 相談窓口の紹介

(1) 本校におけるいじめ相談窓口を下記のとおりとする。対応には細心の注意を払う。

- |                       |              |
|-----------------------|--------------|
| ○日常のいじめ相談(児童・保護者)     | 全教職員が対応      |
| ○スクールカウンセラーの活用        | 養護教諭・教育相談担当者 |
| ○地域からのいじめ相談窓口         | 副校長          |
| ○インターネットを通じて行われるいじめ相談 | 学校または警察署     |

(2) その他

- |                    |                            |
|--------------------|----------------------------|
| *全国共通24時間いじめ相談ダイヤル | 0570-078310                |
| *24時間いじめ相談電話(県教委)  | 019-623-7830(24時間対応)       |
| *ふれあい相談(総合教育センター)  | 0198-27-2331(平日9:00~17:00) |
| *北上市教育委員会学校教育課     | 65-3365(月~金 9:00~15:45)    |

### Ⅳ いじめの問題に対する早期対応

#### 1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。
- (2) いじめられている児童及びいじめを知らせた児童の身の安全を最優先に考えるとともに、いじめている側の児童には、教育的配慮のもと毅然とした態度で指導にあたる。
- (3) いじめの問題の解決にあたっては、贖罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- (4) 全教職員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し対応にあたる。
- (5) 教職員がいじめの情報を校内で共有しないことは、いじめ防止対策推進法の規定に違反しうることを共通理解する。

#### 2 いじめの発見・通報を受けた時の対応

- (1) いじめを発見したときは、その場でいじめの行為を止めさせ、事実関係を明らかにする。

- (2) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、速やかに「いじめ対策委員会」を開催し、校長以下すべての教職員の共通理解のもと、役割分担して問題の解決にあたる。
- (3) いじめの事案について、生徒指導の範疇であるか警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。
- (4) いじめられている児童や保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い、事実確認をする。
- (5) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、気づいたり相談があったりしたいじめについて、事実関係を早期に把握する。事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
- (6) いじめを受けた児童が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員でいじめられている児童の安全を確保する。保護者との協力のもと、別室登校などの措置をとり安心して教育を受けられるように配慮する。
- (7) 養護教諭やスクールカウンセラーと連携を図りながらいじめられた児童の心をいやす。
- (8) 児童や保護者から聞き取ったことや指導した内容について、面談を担当した職員が記録する。記録資料の保管は、被害児童が卒業後1年間とする。（重大
- (9) いじめが解消されたかどうか被害児童や保護者と面談を持ち、3ヶ月を目安に経過を見守る。被害児童に対するいじめが止み、心身ともに苦痛が和らぎ、学級の児童との関わりを安心して持ちながら日常生活を送れるようになったとき一定の解消が図られたとする。
- (10) 教育上必要があると認められるときは、学校教育法施行規則第26条の規定に基づき、適切に、児童に懲戒を加える。

### 3 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせる。
- (2) 学級等で話し合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、学級から根絶しようという態度をいきわたらせる。
- (3) 全ての児童が集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団作りを進めるよう、教職員全体で支援する。

### 4 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会及び北上警察署と連携して対処する。（性的画像のアップロードについては、北上警察署に相談・対応依頼する。）

### 5 ネットいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「いじめ対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、市教育委員会（内容によっては北上警察署）と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。
- (2) 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる虞があるときは、直ちに北上警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (3) インターネット（スマホ、パソコン、ゲーム機等）の利用方法（家庭でのきまりの設定、フィルタリング、保護者による閲覧等）について、家庭の協力を得る。
- (4) インターネット上のいじめは、刑法上の名誉棄損や侮辱罪、民事上の損害賠償請求対象となりうることを周知する。
- (5) インターネット上のいじめが重大な人権侵害にあたり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取り組みを行う。

## V 重大慈愛への対応

### 1 重大事態とは

- (1) いじめにより児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより児童が相当の期間、学校を休むことを余儀なくされる疑いがあるとき。

### 2 重大事態の報告

- (1) 速やかに市教育委員会に報告する。
- (2) 重大事態は、事案関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑

い」が生じた段階で調査を開始する。

- (3) 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

### 3 重大事態の調査

#### ■ 学校が調査の主体となる場合

北上市教育委員会の指導・支援のもと、以下のとおり対処する。

- (1) 調査については「いじめ対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
- (2) 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- (3) 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (4) 調査結果を学校の設置者に報告する。
- (5) いじめを受けた児童及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。
- (6) いじめを受けた児童及びその保護者の意向を配慮したうえで、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決について協力を依頼する。
- (7) 「いじめ対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

#### ■ 北上市教育委員会が調査の主体となる場合

北上市教委の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

### VI 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため「いじめ問題への取組についてのチェックリスト」を利用し、本校の取組を評価する。（生徒指導研修会（7月）・期末反省等）

### VII その他

#### 1 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

#### 2 地域や家庭との連携

いじめ防止等にかかわる方針及び取組について、保護者及び地域に公開し、理解と協力を得る。また、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。